



宮崎県公報

平成23年7月19日(火曜日) 第2303号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

	頁
企業局企業管理規程	
○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程……………	1
収用委員会告示	
○収用及び使用の裁決手続の開始決定……………	1
○収用の裁決手続の開始決定……………	5

企業局企業管理規程

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成23年7月19日

宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

宮崎県企業局企業管理規程第7号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程(昭和36年宮崎県企業局企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
別表(第12条関係)	別表(第12条関係)																
<table><thead><tr><th>原因</th><th>特に承認を与える期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>18 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td><td>一の年の7月から9月の期間内における、<u>週休日、休日及び代休日(以下「週休日等」という。)</u>並びに割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	原因	特に承認を与える期間	[略]		18 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月の期間内における、 <u>週休日、休日及び代休日(以下「週休日等」という。)</u> 並びに割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間	[略]		<table><thead><tr><th>原因</th><th>特に承認を与える期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>18 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td><td>一の年の7月から10月までの期間内における、<u>週休日、祝日法による休日、代休日及び割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等(以下「週休日等」という。)</u>を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	原因	特に承認を与える期間	[略]		18 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から10月までの期間内における、 <u>週休日、祝日法による休日、代休日及び割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等(以下「週休日等」という。)</u> を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間	[略]	
原因	特に承認を与える期間																
[略]																	
18 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月の期間内における、 <u>週休日、休日及び代休日(以下「週休日等」という。)</u> 並びに割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間																
[略]																	
原因	特に承認を与える期間																
[略]																	
18 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から10月までの期間内における、 <u>週休日、祝日法による休日、代休日及び割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等(以下「週休日等」という。)</u> を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間																
[略]																	
備考	備考																
1 本表(第18号を除く。)によって承認する期間で一定日数で示されているものは、その日数中に週休日等及び時間外勤務代休時間が指定された勤務日等を含むものとする。	1 本表(第18号を除く。)によって承認する期間で一定日数で示されているものは、その日数中に週休日等及び <u>年末年始の休日</u> を含むものとする。																
2 [略]	2 [略]																

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、平成23年7月1日から適用する。